会 議 録

| 会議名 | | 平成29年度第2回小金井市小口事業資金融資審議会 | | |
|----------------------------|-----|-------------------------------------|------|----|
| 事務局 | | 市民部経済課産業振興係 | | |
| 開催日時 | | 平成30年3月22日(木)午前10時00分~午前12時00分 | | |
| 開催場所 | | 小金井市商工会館2階小会議室 | | |
| 出 | 委 員 | 濱野智徳、益田あゆみ、田頭寿晃、小林功、小俣朋宏 | | |
| 席 | その他 | なし | | |
| 者 | 事務局 | 高橋 啓之 経済課長 鈴木拓也 産業振興係長 鈴木富美 産業振興係主任 | | |
| 傍聴の可否 | | 可·不可· (一部不可) | 傍聴者数 | 0人 |
| 傍聴不可・一部 不可の場合は、 その理由 | | | | |
| 会議次第 | | 別紙のとおり | | |
| 会議結果 | | 別紙「審議経過」のとおり | | |
| 提出資料 | | 別紙のとおり | | |
| その他 | | なし | | |

平成29年度 第2回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時:平成30年3月22日(木)

午前10時00分~

場 所:商工会館小会議室

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 平成29年度融資あっせん・実行状況について
 - (2) 平成30年度経営安定化緊急資金の取扱いについて
 - (3) 融資あっせん制度の変更について
 - (4) その他
- 3 閉 会

配布資料

- 資料1 平成29年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果集計(月別)
- 資料2 小口事業資金に係る予算の執行状況について(平成27年度~平成29年度)
- 資料3 平成30年度の経営安定化緊急資金の取扱いについて
- 資料4 小金井市小口事業資金融資あっせん制度のご案内(パンフレット)
- 資料 5 小金井市小口事業資金融資あっせん条例 (案)
- 資料6 小金井市小口事業資金融資あっせん条例施行規則(案)
- 資料7 セーフティネット保証5号について

1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

本日、委員6名中5名の出席を得ている。小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、平成29年度第2回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告し、議事進行は会長にお願いした。

2 議事

(1) 平成29年度融資あっせん・実行状況について

事務局: 別添資料1をもとに、平成30年2月28日現在の平成29年度の申込状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数と実行件数の報告を行い、資料2をもとに予算の執行状況について説明を行った。

質疑応答は以下の通り。

委員: 否決件数4件について、理由を教えてほしい。

事務局: 2件については、返済能力不足、2件は保証条件に合わないと金融機関から回答を得ている。否決の判断は、主に金融機関ではなく、保証協会の判断となっている。

会 長: 保証条件に合わないとは、どのようなケースか。

事務局: 保証協会で定める要件となるため、市では把握できてはいないが、考えられる のは、納税の要件や業種などで対象外となることが考えられる。

会 長: 経営組織別については、NPOと合同会社を別項目として記載して欲しい。

事務局: 次回からそのように対応する。

(2) 平成30年度経営安定化緊急資金の取扱いについて

事務局: 別添資料3をもとに、経営安定化緊急資金融資あっせん制度について説明。 制度の1年間延長を検討したい旨の提案を行った。

質疑応答は以下の通り。

委員: 平成29年度の経営安定化緊急資金の否決や辞退の件数について聞きたい。

事務局: 申請6件のうち1件は保証協会の保証条件に合わないため否決、1件は辞退。

実行は4件で990万円である旨を説明。

委員: 緊急資金のあっせん内容についての変更は可能か。

事務局: あっせん内容を変更する場合は、次回以降の審議会で検討を頂いた上で手続きを させていただきたい。

委員: 返済期間が短いので見直したほうがよいのではないか。

会 長: 緊急資金は、要綱で定められているので、改正のハードルは低いと考えてよいか。

事務局: 要綱で定めているものについては、比較的、柔軟に対応できると言えるが、改正の 必要性については全体のバランスを見ながら考えて行きたい。

委員: 緊急資金については、経営の厳しい事業者が申し込みを行うことになると思うが、 上限額300万円・返済期間が最長3年の融資で厳しい状況を打破できる企業とな ると、小規模の企業になってしまう。対象をもう少し広げるのであれば、金額や期間 を見直す検討をしてもよいと思う。

委 員: 運転資金と緊急資金で提出書類の違いはあるのか。

事務局: 緊急資金の申込み要件を確認する必要があるため、提出書類は緊急資金のほうが 多くなる。申請からあっせんまでの期間については、他の資金と変わりはない。

事務局: 事務局としても売上を比較するのは3か月でよいのか、減少率は3%でよいのかなど、諸々の要件について検討できる余地があると考えている。本当に緊急の事業者にあっせんすることが、緊急資金の意義だと思うので、実態に即したあっせんを行っていきたい。

会 長: 本当に緊急の場合だけにあっせんができるようにしなければならない。

委員: 緊急性を持っているのかということだけに捕らわれることなく、緊急資金を運転資金の一つのメニューとして考えてもらいたい。他市と比較して特別おかしいという訳でもないので、条件を厳しくせずにこのままでもよいのではないか。

事務局: この融資あっせん制度は、中小企業の事業者のみを対象としており、一般の人よりも優位なものである。市としては、一般の人とのバランスなども考慮しながら検討することも必要と考えている。

委員: この制度については、市内事業者へのあっせんであることから、一般の人の融資と は異なり、経済循環を促し、市へのリターンもあるので、条件はこのままでよいので はないか。

会 長: あっせん内容について、いくつか意見も出ているが、来年度の取扱いについて

は、期限延長ということで審議会の意見としたい。

(3) 融資あっせん制度の変更について

事務局: 資料4をもとに法人の住所要件緩和と資金メニューの変更に係る手続の進捗状況、 パンフレット及び申請用紙等の内容の変更について説明。

質疑応答は以下の通り。

委員: 運転資金(借換)・設備資金(借換) について、パンフレット中、「各借換資金の返済中は、同じ借換資金の申し込みはできません。」とあるが、どのような意味か。

事務局: 借換資金の借換はできない。また、運転資金(借換)の返済中は、他の運転資金の 借換もできないという意味である。

委員: 保証料の補助がないのは、どのような意図か。

事務局: 当初の融資の際に、補助を行っていることが主な理由。また、他の資金と異なり 借換に伴い当初融資に係る保証料返戻があった場合は、市への返還を求めないこと になっている。

会 長: パンフレットについては、案の段階なのでご意見があれば伺いたい。

委員: 取扱金融機関に青梅信用金庫は入るのか。

事務局: 平成30年4月1日からの契約に向けて手続きを行っている。契約書が提出された段階で取扱金融機関の一番下の欄に掲載する。

事務局: パンフレットについては、3月27日(火)までにご連絡いただければ、修正可能。

(4) その他

セーフティネット保証5号について

事務局: 資料7をもとに、セーフティネット保証5号の概要及び小金井市における平成29年度(平成30年2月28日現在)の認定申請件数について報告を行った。

3 閉 会